

セミナー案内

FinTech（フィンテック）ビジネス・特許実務勉強会 ～法務面の解説及び特許取得の勘所を FinTech 法務・特許のプロが解説～

動きの速い FinTech ビジネス周りの法務面について解説を行い、自社に有利な特許取得に向けて現実的な方策を検討していきたいと思います。是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日時：2017年5月23日（火） 10：00～16：10（開場 9：30）
場所：銀座会議室（三丁目） 2階A室
東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
（東京メトロ銀座線・日比谷線 銀座駅下車 A12番出口より徒歩約2分）

講師

第I部

一般社団法人 FinTech 協会理事／

森・濱田松本法律事務所 弁護士 堀 天子 氏

【講師プロフィール】

<http://www.mhmjapan.com/ja/people/staff/618.html>

第II部

河野特許事務所 所長弁理士 河野 英仁 氏

【講師略歴】

- ・1999年弁理士登録
- ・1998年立命館大学大学院情報システム学修了、2005年米国 Franklin Pierce Law Center 知的財産権法修士修了、2007年中国清華大学法学院中国知的財産権法夏期講習修了、2016年 MIT(マサチューセッツ工科大学) Fintech コース受講
- ・2009年～日本国際知的財産権保護協会(AIPPI)「コンピュータ・ソフトウェア関連およびビジネス分野等における保護」に関する研究会委員
- ・2011年～東京都知的財産総合センター中国・東南アジア向け専門相談員等各所で活躍
- ・著書に「世界のソフトウェア特許」、「中国特許法と実務」等がある

第I部 FinTech とビジネス～法務面～

近時 FinTech をめぐるビジネスの動きは活発となっています。新たな事業者が金融

サービスへ続々と参入し、金融機関自身も変革を行って、オープンイノベーションを起こそうという機運が高まっています。とかく新しいサービスを生み出そうという際に、伝統的な既存の金融サービスに適用されてきた法令及び解釈をそのまま適用することには課題が多いのです。FinTech は国を挙げて後押しをすべき重要な施策ともされており、法令改正も相次いでいます。動きが速い FinTech ビジネス周りの法務について、最新の概況をもとに解説します。

第Ⅱ部 Fintech 特許実務～Fintech 特許取得のコツと Fintech ビジネスへの活用～

スマートフォン、IoT、人工知能、ブロックチェーン技術の普及により、今までには考えられなかったより低コスト、スピーディ、セキュアな Fintech サービスが急速に普及しています。特に米国・英国のスタートアップを中心に次々に新たなアイデアが生まれており、特許の内容も明らかになってきています。その一方で、Fintech は技術的側面が強いことから、各地で特許紛争が起こり始めています。米国・英国を中心とした最新の Fintech ビジネスと、Fintech 特許を企業・分野別に解説し、どのようなアイデア・技術がトレンドとなっているのか、どのような点に注目して特許を取得していくかのノウハウ、米国スタートアップがこぞって実践する戦略的分析手法、Fintech 特許訴訟と訴訟に対する備え等を解説します。目まぐるしく進化する Fintech ビジネス・特許の勘所をわかりやすく解説します。

プログラム詳細

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/2017seminar/20170523.htm>